

## 6. 短期大学設置基準の在り方

短期大学設置基準は、昭和 24 年に定められたが、短期大学そのものの法的位置付けが不安定であったために、長く大学設置委員会の申合せ事項にとどまっていた。その後、短期大学制度の恒久化、教育内容の多様化などが再検討を促し、昭和 50 年、短期大学設置基準の改正と同時に文部省令として制定され、翌 51 年 4 月 1 日に施行された。その後、時代の進展とともに、たびたび改正されて今日に至っている。

近年、わが国の一連の大学改革が急テンポで進んでいる。改革の中心的議論の場である中央教育審議会大学分科会では、大学教育の質保証の観点から設置基準の在り方がしばしば論点となり、活発な議論の対象となっている。短期大学設置基準とその他いくつかの設置基準については、実際に見直しの方角で進んでいる。

本章では、まず短期大学設置基準の成立過程とともに当初の短期大学の役割や機能等を規定した設置基準の枢要な事項を点検し、初の省令化における特徴的な内容について整理し、その後の改正等の沿革を概観する。次に、現行の設置基準において、短期大学設置基準と大学設置基準の内容を比較し、特徴的な差異について言及する。最後に、短期大学設置基準の見直しの必要性について触れ、改正のための主な論点を提示したい。

### 1) 短期大学設置基準の成立と沿革

第二次世界大戦後の新たな国づくりの一環として、昭和 22 年に教育基本法、学校教育法が制定され、翌 23 年 4 月から新教育制度が発足した。同時に、旧制の大学、大学予科、高等学校、専門学校など、それまで高等教育を担ってきた学校をいっせいに新制 4 年制大学へ一元化する方針も定められた。いわゆる「6・3・3・4 制」の単線型学校制度への移行である。

しかしながら、現実にはこうした学校では戦禍を被り、校舎等の施設・設備を失っていたものが多く、また、教育の内容や質的水準が多様であったことから、全ての旧制高等教育機関が一律に大学へ転換するには大きな無理があった。4 年制大学への転換が困難と判定された高等学校や専門学校、あるいは大学への移行を望まない学校を高等教育機関としてどのように再編するかという問題は、文部省及び当時の教育刷新委員会に課せられた重い課題となったと言える。

単線型学校教育制度への転換という大命題の下で、4 年制大学とは別の枠組みによって高等教育機関を創設しようとする試みは、否定的な機運の中にも「前期大学の創設」論など幾多の議論を巻き起こすことになった。紆余曲折の末、やがて帰着したのが「2 年制大学の創設」であり、新制大学の設置審査に当たっていた大学設置委員会から教育刷新委員会に提言されることとなった。背景にはアメリカのジュニア・カレッジをモデルとする 2 年制の大学を日本でも創設したいとする全国私立専門学校協会（日本私立短期大学協会の前身）の運動と、それを支持した当時の連合軍民間情報教育部（CIE）顧問であり、ジュニア・カレッジ研究の第一人者として知られた W. C. イールズ（Walter Crosby Eells）氏の熱意があったとされる。

こうした過程を経て、昭和 24 年春の第五国会に文部省から「学校教育法の一部を改正する法律案」が提出され、同年 6 月 1 日にこの法律は公布された。いわゆる暫定的な短期大学制度の成立である。この間の経緯については、他の文献、例えば『戦後日本の教育改革 9 大学教育』（東京大学出版会、昭和 39 年）や、『日本私立短期大学協会 50 年史』（日本私立短期大学協会、平成 12 年）に詳しい。これらを参照されたい。

次いで、短期大学の発足に備えて設置基準を急ぎ整備する必要が生じたことから、文部省は大学設置委員会の中に短期大学設置基準委員会を設け、大学の学長、学識経験者、専門学校校長等 17 名の委員を選任した。委員会は全国私立専門学校協会が作成した案を基に、昭和 24 年 7 月から 8 月にかけて十数回に及ぶ集中審議を行い、8 月 31 日に決定、公布し、その「解説書」を 10 月に決定した。

初めて制定された短期大学設置基準は、大学設置基準と同様に、「趣旨」と「設置基準」から構成され、短期大学の最低基準を示すものとされている。ここでは、重要な 2 点について見てみる。ただし、残念ながら本調査研究会は原典を入手することができなかったため、前述した『戦後日本の教育改革 9 大学教育』からのいわゆる孫引きであることをお断りしておく。

第一に、短期大学の目的、性格について、初の公的な規程として以下のように定めている点に注目したい。

短期大学は、高等学校の教育の基礎の上に二年（又は三年）の実際的な専門職業に重きを置く大学教育を施し、良き社会人を育成することを目的とする。短期大学は、一般教養との密接な関連において、職業に必須な専門教育を授ける完成教育機関であり、同時に大学教育の普及と成人教育の充実を目指す新しい使命を持つものであるが、多面四年制大学との連けいの役割をも果たすことができる。（アンダーラインは筆者）

すなわち、短期大学は実際的な専門職業教育を重点に置く大学であり、職業に必要な専門教育を授ける大学である、としたのである。制定の 2 ヶ月後に出された「解説」では、基準に示した「実際的な専門職業」の意味を次のように説明している。

ここにいう実際的な専門職業とは、いわゆるセミ・プロフェッショナルの職業をさすのであり、広く社会に有用の職業を三つの段階に分類するならば、たとえば医師、弁護士、高級技術者等のような大学において教育することを必要とする専門職業と、高等学校において教育される程度の農業、工業、商業等に関する職業との中間程度にある専門職業をいうのである。社会に有用の専門職業教育を等しく目指しながら、このような大学、短期大学、高等学校はそれぞれ質的に異った内容の専門職業に関する教育を施すのであって、セミ・プロフェッションの教育を施すことが短期大学の特色とするところである。（アンダーラインは筆者）

設置基準と解説を併せ読むと、新種の大学として誕生した短期大学は、中堅の職業人（セミ・プロフェッショナル）として良き社会人となる人材を育成することが期待され、この目的を達成するために、教養教育並びにそれとの密接な関連のもとに職業に必要な専門教育を行うことを使命として創設されたことが分かる。また、大学教育の普及と生涯学習（当

時は成人教育)の充実を目指すことも使命とされている。

ところで、日本私立短期大学協会は平成 21 年 1 月に提言書『短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—』を上梓した。この中で、新時代の短期大学士課程教育を構築する必要性を説き、短期大学が育成する人材像を改めて定義し、その目的達成のための教育の在り方について、次のように記している。短期大学設置目的の歴史的原点を考慮しながら短期大学の現状に立った提言である。

短期大学の特長を明確化し、再構築の基本方向を広くアピールするために、育成すべき人材像を「創造性と倫理性を備えた、真に社会の中心的役割を支える良質で勤勉な社会人であり、我が国の人材立国を支える中堅実務者」と新たに定義する。その実現のためには、教養科目と専門科目を有機的に連携させ、さらに問題解決能力や自己表現力など基礎的知力を高めつつ、全人的教育をより一層重視することが肝要である。すなわち、自己の在り方や人間性そのものを深く洞察する人間教育を基本にし、職業教育を包含した独自の内容で、幅広い教養を備えた「21 世紀型市民」を育成することに繋がる。

(日本私立短期大学協会、『短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—概要版』、平成 21 年 1 月 16 日、p.4)

第二の注目点は、教員の資格である。大学設置基準の定める大学教員に比べて、短期大学の教員では著しく教育に重点を置いた規定となっている。すなわち、学位保持者、研究業績のある者の他に、「教育の能力があると認められた者」でなければならないとし、教員の職務について「その担当する授業科目並びにその教授法の研究に努め、学生の学習及び一般生活の補導について責任を負わなければならない」と定めている。さらに、「解説」では、「[このことは]短期大学の教員の特色であり、短期間に教育を徹底するために必要なことであるから、これが特記されているのである」と説明している。

これは、大学の教員が「教授は専門とする学術の進歩並にその教育に対して責任を負う」と規定されたのに比べて、短期大学における教育重視とそれに対応する教員の教育業務について、際立った表現で強調したものであると言えよう。

短期大学設置基準は、こうして新種の大学の使命や教員の責務について、詳細に、しかもかなり積極的に規定している。短期大学を大学に至る前段階としての暫定的な扱いとする消極的な議論とは別に、短期大学が果たすべき独自の機能に期待する議論を踏まえた、前向きな位置付けを感じ取ることができる。

ともあれ、短期大学設置基準は、短期大学の出発に際し、その使命を、実際の専門職業教育を担う大学であると規定した重要な文書となった訳である。

この短期大学設置基準をはじめ、昭和 31 年の短期大学制度恒久化までの間に制定された基準、通達等の主なものに次のようなものがある。

- |                 |           |                                  |
|-----------------|-----------|----------------------------------|
| ① 短期大学設置基準      | 24 年 8 月  | 大学設置委員会決定                        |
| ② 短期大学設置基準の解説   | 24 年 10 月 | 大学設置委員会決定                        |
| ③ 短期大学通信教育設置基準  | 25 年 8 月  | 大学設置委員会決定                        |
| ④ 短期大学の教育内容について | 26 年 10 月 | 短期大学教育課程等研究協議会議決、<br>同月に大学学術局長通達 |

- ⑤ 短期大学教育課程の標準 29年 6月 短期大学教育課程等研究協議会決定
- ⑥ 短期大学施設設備の標準 31年 2月 短期大学教育課程等研究協議会決定
- ⑦ 短期大学施設設備の標準の解説 31年 10月 短期大学教育課程等研究協議会決定

これらのうち、②についてはすでに触れたが、④以下は、短期大学設置基準の趣旨の具現化を目指し、夫々の事柄の解釈基準となるべき通達、参考資料として整理したものである。

繰返しになるが、初めて制定された短期大学設置基準は、後年文部省令化されるまでは法令とは言えず、大学設置委員会の申し合わせに過ぎない。ただし、実は大学設置基準もまた、この時点では法令ではなく、これが法令化されたのは短期大学設置基準よりも 20年早く、昭和 31年のことであった。

こうして、ともに法令ではなく出発した大学設置基準、短期大学設置基準並びに参考資料等ではあるが、両者の制定主体や公布手続きが異なっている点に留意しておきたい。

大学設置基準の場合は、省令化以前は文部省の審議会が決定したのではなく、専門家団体である大学基準協会が審議決定し、これを大学設置委員会がそのまま設置審査の基準として採用した。大学の自治、専門家支配の原則に配慮した措置であったと考えられる。これに対して短期大学設置基準の場合は、大学基準協会に相当する専門家団体が無かったので、大学設置委員会が定めるか、文部省内に設けられた協議会が定めている。

この相違は、大学の自治という観点から見れば、短期大学が法制上は大学の一種であるにも拘らず、4年制大学ほどにはその自治が尊重されていなかった、と言えよう。特に、④や⑤は教育課程に関する基準であって、大学の場合は当時の状況から大学自治の精神に則り、自主的決定の原則、教育水準の自主的向上の原則が貫かれていたが、短期大学の場合は自治というよりも文部省の審議会、協議会による「指導」が全面に出ていると言える。

その後、短期大学制度に関する議論は複雑な経緯を辿って行く。暫定的措置の撤廃論、専科大学論などが出たり消えたりしたが、主な論点は単線型学校制度の方針と短期大学制度の折り合いをどう考えるか、制度の時限的意味合いをどのように扱うか、短期大学を大学の枠組みの中に止めるか否か、の三点に絞ってみることができる。ここでは詳述を省くが、紆余曲折の結末は短期大学制度の恒久化であった。すなわち国会が、昭和 39年 6月、学校教育法の一部改正によって、「当分の間」とした条項を削除し、同時に、主として職業又は實際生活に必要な能力を育成する修業年限 2年又は 3年の短期大学を規定する条項を起こすことによって、短期大学を大学教育の一翼を担う機関として恒久的に位置付けたわけである。

しかし、制度恒久化にもかかわらず、また、大学設置基準がすでに文部省令化されていたにもかかわらず、短期大学設置基準はその後もしばらくは法令扱いされずに置かれ、省令へ“格上げ”されるには昭和 50年まで待たなければならなかった。

文部省令としての短期大学設置基準の制定について、当時の文部次官通達（昭和 50年 4月 28日 日文大技第 210号）には、以下のように制定の趣旨が述べられている。

今回の制定は、各短期大学が、高等教育の拡大に伴う学生や社会の多様な要請に柔軟に対応し

ながら、独自の創意と工夫とにより特色ある高等教育機関として整備充実を図り得るように、従来の短期大学の設置基準に関する取扱いを改善するとともに、これを省令として整備し、もって我が国の高等教育の一層の発展に資そうとするものであります。

この次官通達では、初の省令化のためか、設置基準の全ての条項についてその要旨と留意点を列挙している。ここで特に注目しておきたいのは「九 教員の資格に関する事項」において、「教員の資格については、ほぼ大学設置基準に準じて規定した」としつつ、大学設置基準にない次の者について教授又は助教授への任用資格を認めたことを特記している点である。(アンダーラインは筆者)

- ①芸術上の優れた業績があると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀で教育上の経歴のある者
- ②高等専門学校において教授、助教授又は講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ③研究所、試験所、病院等に一定の年数在職し、研究上の業績があると認められる者

これらの規定は、現在もその趣旨が引き継がれているのであるが、通達はさらにこの条項で用いた表現について、以下のように解説している。

「実際的な技術の修得を主とする分野」とは、論文などによる業績のみによってその担当教員の能力を判断することが適当でないと考えられる分野、例えば、体育実技、外国語の会話、看護実習等のことである。また、「教育上の経歴」とは、大学（短期大学を含む）、高等専門学校及びこれらに準ずる教育機関における教員としての経歴をいうものである。

その後、短期大学設置基準は時代の進展に応じて幾度となく改正されている。主な改正の時期と改正概要は以下の通りである。なお、いずれの改正も大学設置基準の改正と同時に行われており、大学の学部の課程と短期大学の課程とで共通する事項については、改正の内容も全く同じであることに留意したい。

施行日	概 要	備 考
昭 57.4.1	・短期大学・大学間、短期大学相互間との単位互換の導入。 ・外国の短期大学等への留学する場合の取り扱い。	大学設置基準も改正
昭 59.8.13	・臨時定員増での専任教員数、校地面積基準の緩和	大学設置基準も改正
昭 60.2.5	・専攻分野について優れた知識及び経験を有する者について、学位、研究上の業績又は教育の経歴の有無にかかわらず、教員資格を認める。	大学設置基準も改正
昭 60.9.4	・校地基礎面積の緩和。	大学設置基準も改正
平 3.7.1	・設置基準の大綱化。 ・自己点検・評価の導入。(努力目標)	大学設置基準も改正
平 10.3.31	・多様なメディアを高度に利用した授業の位置付け明確化。 ・校地面積基準の緩和。	大学設置基準も改正
平 11.9.24	・自己点検・評価の実施及び結果の公表の義務化。 ・外部評価の努力義務化。	大学設置基準も改正

平 13.3.30	・教員の資格につき、教育上の能力を重視することの明確化。 ・インターネットを用いた授業の遠隔授業としての位置付け。	大学設置基準も改正
平 14.3.28	・長期履修学生制度の明確化。	大学設置基準も改正
平 15.3.31	・授業を校舎及び附属施設以外の場所で行えることとする。 ・学長の資格の明確化。 ・教授等の資格に専門職学位を有する者等を追加。 ・校地面積を学生一人当たり一律 10 平米として算定する。 ・専任教員数及び校舎面積基準の改正。	大学設置基準も改正
平 19.4.1	・教員の職制（教授、助教授、助手）の変更（教授、准教授、助教、助手）。	大学設置基準も改正
平 21.3.1	・共同教育課程実施制度の創設。	大学設置基準も改正
平 23.4.1	・社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制の整備	大学設置基準も改正

## 2) 大学設置基準等との比較

短期大学設置基準は、すでに見てきたように大学設置基準の改正と同時に改正されてきた。大学制度の修正や、時代のテーマに合わせて基準の訂正をしてきたので、両者の改正が同時に行われたのは当然と言えば当然である。では、現行の設置基準の内容は両者でどのような差異があるのであろうか。

まず、別表を除く設置基準本文の章構成を見てみると次表の通りである。

短期大学設置基準と大学設置基準の構成

短期大学設置基準	大学設置基準
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 章 学科	第 2 章 教育研究上の基本組織
第 3 章 学生定員	第 3 章 教員組織
第 4 章 教育課程	第 4 章 教員の資格
第 5 章 卒業の要件等	第 5 章 収容定員
第 6 章 教員組織	第 6 章 教育課程
第 7 章 教員の資格	第 7 章 卒業の要件等
第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等	第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等
第 9 章 事務組織等	第 9 章 事務組織等
第 10 章 共同教育課程に関する特例	第 10 章 共同教育課程に関する特例
第 11 章 雑則	第 11 章 雑則

共に総則から雑則まで全 11 章から成るが、中途の第 3 章から第 7 章までの順序が違うのが一目瞭然である。なお、第 2 章の表題が違うのは制度上の相違から当然と言える。

では、順序の異なる章は内容が違うのであろうか。これらの章を短期大学設置基準の順に並べ、それぞれの内容を条文の題で比較してみると次のようになる。

短期大学設置基準と大学設置基準の条項対比抜粋（短大基準順）

短期大学設置基準		大学設置基準	
<b>第3章 学生定員</b>		<b>第5章 収容定員</b>	
学生定員	第4条	収容定員	第18条
<b>第4章 教育課程</b>		<b>第6章 教育課程</b>	
教育課程の編成方針	第5条	教育課程の編成方針	第19条
教育課程の編成方法	第6条	教育課程の編成方法	第20条
単位	第7条	単位	第21条
一年間の授業期間	第8条	一年間の授業期間	第22条
各授業科目の授業期間	第9条	各授業科目の授業期間	第23条
授業を行う学生数	第10条	授業を行う学生数	第24条
授業の方法	第11条	授業の方法	第25条
成績評価基準等の明示等	第11条の2	成績評価基準等の明示等	第25条の2
教育内容等の改善のための組織的な研修等	第11条の3	教育内容等の改善のための組織的な研修等	第25条の3
昼夜開講制	第12条	昼夜開講制	第26条
<b>第5章 卒業の要件等</b>		<b>第7章 卒業の要件等</b>	
単位の授与	第13条	単位の授与	第27条
履修科目の登録の上限	第13条の2	履修科目の登録の上限	第27条の2
他の短期大学又は大学における授業科目の履修等	第14条	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等	第28条
短期大学又は大学以外の教育施設等における学修	第15条	大学以外の教育施設等における学修	第29条
入学前の既修得単位等の認定	第16条	入学前の既修得単位等の認定	第3条
長期にわたる教育課程の履修	第16条の2	長期にわたる教育課程の履修	第3条の2
科目等履修生等	第17条	科目等履修生等	第31条
卒業の要件	第18条	卒業の要件	第32条
卒業の要件の特例	第19条	—	—
—	—	授業時間制をとる場合の特例	第33条
<b>第6章 教員組織</b>		<b>第3章 教員組織</b>	
教員組織	第20条	教員組織	第7条 第8条削除 第9条削除
授業科目の担当	第20条の2	授業科目の担当	第10条
授業を担当しない教員	第21条	授業を担当しない教員	第11条
専任教員	第21条の2	専任教員	第12条
専任教員数	第22条	専任教員数	第13条
<b>第7章 教員の資格</b>		<b>第4章 教員の資格</b>	
学長の資格	第22条の2	学長の資格	第13条の2
教授の資格	第23条	教授の資格	第14条
准教授の資格	第24条	准教授の資格	第15条
講師の資格	第25条	講師の資格	第16条
助教の資格	第25条の2	助教の資格	第16条の2
助手の資格	第26条	助手の資格	第17条

これまた一目瞭然のことだが、各条の題は制度上の相違による卒業要件の特例を除き、全て同じである。唯一の例外が学生の定員に関する表現だが、実質的な差異はない。では、短期大学設置基準は当初の設置委員会決定の時も省令化の時も、大学設置基準がすでに成立していたにもかかわらず、どのような経緯と理由によって章の順序を違えた制定をしたのであろうか。興味あるところではあったが、残念ながら確たる理由について探り当てることはできなかった。

さらに、ここの条文を概観してみると、制度上の相違によるものの他は大方の条文において内容に差異がない。ただし、教員の資格だけは、短期大学設置基準の省令化の際の次官通達に見たように、短期大学設置基準には大学設置基準にない表現が見られる。教授の資格に絞って比較してみよう。（アンダーラインは筆者）

## 短期大学設置基準

### (教授の資格)

第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際の技術の修得を主とする分野にあっては実際の技術に秀でていと認められる者
- 五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者
- 七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

## 大学設置基準

### (教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

アンダーラインを付した箇所の表現が微妙に異なる。芸術分野について、短期大学では「優れた業績」、大学では「特殊な技能」を求めている。短期大学では「実際の技術に秀でていと認められる」者に資格が与えられるのは当然としても、なぜか体育の分野には言及がない。短期大学では「研究所、試験所、病院等」での職歴と研究業績が認められるのに大学では言及がない。さらに、最後に適用可能範囲が広そうな条件が記されているが、短期大学で「特定の分野について」、大学では「専攻分野について」と、違いがある。

これらの差異が何を意味しているものか、短期大学設置基準制定時のような公式の解説文書がない今では、正確な説明は難しい。ただ、短期大学は大学と異なる人材養成目的を持つので、たとえ同一分野であっても教育内容、教育方法において違いがあつてしかるべきであり、したがって教員資格についても差異があるべきだ、と言える。



### 3) 提言 — 短期大学設置基準の見直し

すでに述べたように、短期大学設置基準は常に大学設置基準の改正と同時平行的に改正され、整備されてきた。若干の差異があるものの、制定や改正の理念、内容に大きな違いは見られない。このことをもって、短期大学は大学なのだから当然であるとする意見がある反面、短期大学設置基準は大学設置基準の焼き直しに過ぎず、短期大学教育の独自性追究の妨げとなってきた、とする批判的意見もある。

日本私立短期大学協会の提言書『短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—』は、大学とは異なる人材養成目的をもつ短期大学であるので設置基準に独自色が必要である、として次のように指摘している。

短期大学が4年制大学の短縮型路線を志向してきた原因の一端は、4年制大学向けの大学設置基準をモデルとしている短期大学設置基準にあると言える。「四大中心主義」の影響下にあるこの設置基準を抜本的に見直し、短期大学の現状と学生の現実に即した学位の分野、教員組織、授業期間等の基準に改めることが必要である。

また、前述した非学位正規課程の設置を可能とすることも、設置基準の中で明らかにしておくべきである。

(日本私立短期大学協会、『短期大学教育の再構築を目指して—新時代の短期大学の役割と機能—』、平成21年1月16日、pp.67-68)

本研究代表者は、基本的にはこの認識に立つが、改めて短期大学設置基準の在り方を問うために、本研究会としては上記提言から一旦距離を置き、その上で、短期大学設置基準の沿革、現行基準の内容、大学設置基準その他の設置基準との比較をしてきたわけである。

本研究会は、短期大学が新たな役割・機能を担って発展し、社会の付託に応えるためには、短期大学設置基準をどう整備すべきなのか、大学設置基準とどのような整合性、同一性をもつべきなのか、差異が必要であるとすればそれはなぜなのか、どのような独自性が必要なのか、などについて中教審の議論との関連において考察したい、としてきた。

しかしながら、中教審の議論は、以下に示すような経過を辿っており、当初期待していたよりも大きく遅れている。

中央教育審議会大学分科会は、平成20年9月11日の文部科学大臣からの諮問「中長期的な大学教育の在り方について」を受けた審議を行っている。その審議過程において、大学教育の質保証の観点から設置基準の在り方がしばしば論点となり、設置認可審査、認証評価機関による評価と並ぶ公的質保証システムの重要要件としての設置基準は、活発な議論の対象となっている。

実は、設置基準については、第4期中教審の大学分科会においてすでに「速やかに対応すべきもの」として問題提起がなされており、第5期中教審もこれを引き継ぐ議論が展開していると言える。

第5期の大学分科会は、その部会等の集中審議を経て、平成21年6月15日に『中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告 —大学教育の構造転換に向けて—』を、平成21年8月26日に『中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告』を公表している。いずれの報告書においても、今後の検討課題を列記する中で設置基準に関する課題を整理し、以下の事項については“順次具体的に検討”すべきであるとしている。

- ・ 教員要件の明確化（大学設置基準第 12 条関係）
- ・ 施設・設備における定量的基準（同第 36・38 条関係）
- ・ 研究環境の在り方（同 40 条の 3 関係）
- ・ 情報公開で公開すべき項目の具体化（同第 2 条関係）
- ・ 事務組織、職員に関する規定及び組織的な研修等の在り方（同第 41 条関係）
- ・ 独立大学院（大学院大学）の基準の明確化（大学院設置基準第 23・24 条関係）
- ・ 短期大学の専任教員数の算定の見直し（短期大学設置基準別表第一）（アンダーライン筆者）

また、以下を“引き続き検討”すべき事項として整理している。

- ・ 通信教育設置基準の見直し
- ・ 学位に付記する専攻名等の見直し

こうして、中教審の審議は設置基準の検討、見直しの方向で動いている。その一部についてはすでに平成 23 年 4 月 1 日施行の大学設置基準改正、短期大学設置基準改正として実を結んでいる。学生の社会的・職業的自立を促す取り組みの義務化である。

しかしながら、上記でアンダーラインを付した“短期大学の専任教員数の算定の見直し”については、“順次具体的に検討”すべきであるとされていることから、平成 21 年度内での結論を期待していたものの、その方向性すら見えないまま、具体的な審議が一切なされずに放置され続けた。

他方、中教審大学分科会の広範な審議は回数を重ね、平成 22 年 1 月 29 日に第三次報告を、平成 22 年 6 月 29 日には第四次報告を公表している。このうち「設置基準の見直し」が登場するのは第四次報告書である。ここでは公的な質保証システムの整備を検討する課題として、設置基準等に関し次の 2 分類に整理している。

まず、「①改正が必要と考えられる事項」である。この課題はかなり具体的であり、大学の施設・設備に関する基準の明確化、独立大学院（大学院大学）の基準の明確化、など改正すべきものとして、明確に 4 項目が挙げられている。

二番目が、「②今後さらに具体的に検討する事項」である。ここで短期大学設置基準について触れ、「短期大学設置基準の在り方」と表記されている。注目すべきは第二次報告まで検討課題を「専任教員数の算定の見直し」としていたのが、ここに来て「短期大学設置基準の在り方」に変わった点である。これが、専任教員数の条項に限らず短期大学設置基準全体を見直しの対象とすることを示唆しているのか否か、ここでは明示されていない。

第 5 期中教審は、平成 23 年 1 月で委員の任期が終了したが、第 6 期に審議課題を引き継ぐために、第 5 期中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題について整理している。この中で、“設置基準に関し検討を要する事項”を 7 項目挙げているが、その 4 番目に「短期大学の設置基準の在り方」を取り上げ、次のように記している。

短期大学は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、地域との連携・協力を通じて多様な学習機会を提供する役割を果たしており、その設置基準の在り方に関し、引き続き検討。

結局、ここでも短期大学設置基準を検討課題に残したものの、中教審は検討の際の論点

や方向性についていかなる言質をも与えない配慮によってまとめている。

こうして、短期大学設置基準は、その一部の条項であれ全体であれ、見直しもしくは具体的に検討とするとされてから1年半余り経過しても、中教審のテーブルに乗せられることなく第5期の終了を迎えることとなった。

本研究会は、このような中教審の動向を注視しながら、短期大学設置基準に関する基礎的資料の収集やその解析を進め、担当チームによって検討すべき論点を整理し、あわせて研究代表者による文部科学省高等教育局大学振興課の担当官との率直な意見交換を幾度か試み、さらにチームによって情勢分析をしつつ、調査研究委託期間の終了間際まで検討を進めてきた。惜しむらくは、中教審の審議と連動して議論を深める、という当初の計画が実現できなかったことである。

そこで、短期大学設置基準の在り方について、特に以下の論点について、迅速かつ大胆な見直し、検討を加え、必要な改正等の措置をとるよう中教審、文部科学省など関係機関に対して求めることとして、本研究会の結論としたい。

#### ①大学設置基準との関係について

短期大学は大学であり、学位授与機関としての基本的性格は4年制大学と同じである。そのため、両者の設置基準において一定の同一性、整合性を保つべきであると考えられるが、その同一性、整合性とはいかなるものなのか。

一方、短期大学の設置目的は学校教育法によって4年制大学とは別に定められている。すなわち、両者の人材養成目的は異なるし、学位課程の在り方も異なる。この点に着目して、設置基準においてどのような差異が必要なのか。

#### ②教員の資格について（第23条等）

教授の資格に関する設置基準の条文についてはすでに記した。文部省令として初めて短期大学設置基準が制定された時に、文部省が公にした「解説」では大学設置基準との差異をどう表現したかについても触れた。現行基準での比較も記した。

ここでは、大学と異なる人材養成目的を持つ学位課程を担当する教員には、大学教員とは異なる資格要件があつてしかるべきだ、との観点に立ち、現行規定は必要十分な差異を提示しているのかどうか、精査が必要である。その際、個々の教員資格について再検討するだけでなく、学科等の教員組織としては4年制大学の教員組織とどのような差異が必要であるかも検討する必要がある。

#### ③学科の種類（“学科の属する分野”）区分について（別表第1、別表第2）

（学位の種類及び分野の変更等に関する基準 別表第1）

短期大学設置基準の定めは、制度上4年制大学にあつて短期大学にはない分野を除き、全て大学設置基準と同じである。今後ともそれで適当であるのかどうか。短期大学の実情にふさわしいかどうか。地域総合科学科の扱いはどうするのか。

④学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数について（別表第1）

学科の規模に応じて定める教員数については、修業年限の違い等を織り込んでおり、大学設置基準との整合性に相当な配慮が見られる。

しかしながら、定員が基準上の最小規模を下回る場合の軽減措置が大学にはあって短期大学にはない根拠は何か。最小規模の規定が短期大学小規模化の時代の流れの中で実情に合っていないのでさらに小規模区分を設けるべきだという意見や、いっそう小規模な区分を設けて教員数を減ずるのは短期大学教育の質の低下を招くので望ましくないという意見等、様々な意見をどう整理するか。学際的、総合的な学科、あるいは基準に示す分野の一部に特化した学科に適用する教員数は、果たして妥当なのか。大学設置基準も含めて、そもそも分野ごとに定めている教員数の根拠は何なのか。

⑤単位当たりの授業時間について（第7条）

学生の基礎学力が著しく低下し、しかも教室外での学習時間が短くなっているとの指摘が相次いでいる。こうした実情の下では、学習到達度の低下が憂慮される。60年前と同じ規定で問題がないのか。質保証の観点から検証する必要がなかろうか。

⑥授業科目の授業期間について（第9条）

上と同じ理由で、授業期間についても再考する必要はないのか。

⑦その他

いずれの設置基準も、適用する学校種や課程の在り方を規定する最も具体的で身近な重要法令である。それだけに、条項の解釈をめぐってさまざまな議論を巻き起こす。定性的な条項はもとより、定量的な条項であっても、長年経過するうちに数値の根拠がいまいちになる等、議論的になりやすい。初期の設置基準に添えられた「解説」のような、公的な説明文書の制定を検討する必要がないだろうか。

また、設置基準の議論で触れるのが適当ではないかも知れないが、平成17年に制定された短期大学士について、これはいかなる能力を証明する学位なのか。学士とはどう異なるのか。正面からの議論はない。いずれかの場で取り上げるべき根本的な課題である。

以上のように、今後とも短期大学に一定の社会的役割を担わせ、新たな時代に必要な教育機能を発揮させ、学習者と社会に貢献させるためには、短期大学内部からの大胆な改革が必要であると同時に、短期大学の在り方を規定する設置基準についても抜本的な検討が不可欠である。本研究会は修正の具体案を提示するには至らなかったが、検討を要する事項を指摘し、検討の視点を示すことによって、中教審等における今後の議論に一石を投じることができたら幸いである。

文部科学省平成 21-22 年度先導的大学改革推進委託事業  
短期大学における今後の役割・機能に関する調査研究 成果報告書

執筆者一覧

【研究課題別チーム】

1. 短期大学士課程教育の分野横断・共通的な到達目標

- 森脇 道子 (自由が丘産能短期大学 学長)  
池内 健治 (自由が丘産能短期大学 教授・FD センター長)  
佐藤 啓子 (目白大学短期大学部 教授)  
山下 恵子 (宮崎学園短期大学 教授)

2. 専門的職業能力の育成

1) 幼児教育の専門能力

- 中野 正明 (華頂短期大学 学長)  
古橋 和夫 (聖徳大学短期大学部 教授)  
松浦 真理 (華頂短期大学 専任講師)

2) 保育の専門能力

- 小舘 静枝 (小田原女子短期大学 名誉学長)  
吉田 眞理 (小田原女子短期大学 教授)  
溝口 武史 (東京福祉大学短期大学部 教授)  
藤原 明子 (星美学園短期大学 専任講師)

3) 介護福祉の専門能力

- 福元 裕二 (西九州大学短期大学部 学長)  
鍋島 恵美子 (西九州大学短期大学部 教授)

4) ビジネス実務の専門能力

- 森脇 道子 (自由が丘産能短期大学 学長)  
池内 健治 (自由が丘産能短期大学 教授・FD センター長)  
西谷 正弘 (目白大学短期大学部教授・学科長)

3. 学士課程等への接続教育

- 安部 一郎 (立教女学院短期大学 教授)  
河見 誠 (青山学院女子短期大学 教授)  
舘 博 (東京農業大学短期大学部 教授)  
藤本 隆史 (立教女学院短期大学 非常勤講師)

#### 4. 地域の生涯学習拠点としての機能

- 佐久間 勝彦 (千葉経済大学短期大学部 学長)  
住吉 廣行 (松本大学松商短期大学部 副学長)  
三瓶 千香子 (桜の聖母短期大学 生涯学習センター長補佐)  
小泉 勝士 (千葉経済大学短期大学部 事務局長)

#### 5. 海外調査

##### 1) アメリカ合衆国

- 小林 雅之 (東京大学 大学総合教育研究センター 教授)  
大倉 健太郎 (立教女学院短期大学 准教授)  
劉 文君 (東京大学 大学総合教育研究センター 特任研究員)

##### 2) イギリス

- 吉本 圭一 (九州大学大学院 人間環境学研究院 主幹教授)  
稲永 由紀 (筑波大学大学院 ビジネス科学研究科 大学研究センター講師)

##### 3) オーストラリア

- 舘 昭 (桜美林大学大学院 大学アドミニストレーション研究科 教授)

##### 4) 韓国

- 馬越 徹 (桜美林大学大学院 大学アドミニストレーション研究科 教授)  
石川 裕之 (京都大学 高等教育研究開発推進センター 特定助教)

#### 6. 短期大学設置基準の在り方

- 佐藤 弘毅 (目白大学短期大学部 学長)